

## 「教育旅行は横浜で！」 横浜市内での教育旅行を助成します！



公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローでは、横浜市内での宿泊を伴う教育旅行及び日帰りでの教育旅行を取り扱う旅行会社を対象に、令和4年度「教育旅行宿泊誘致促進事業助成金」及び「日帰り旅行特別助成金」の交付受付を令和4年4月1日（金）より開始します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、修学旅行の中止や延期、目的地変更が相次ぎ、横浜市内の宿泊施設や観光施設は大きな打撃を受けました。この助成金により、市内宿泊施設や観光施設等への来訪を促進するとともに、児童・生徒の皆さんの横浜での楽しい思い出づくりを応援します。

### ◆制度概要

令和4年度 教育旅行宿泊誘致促進事業助成金	令和4年度 日帰り教育旅行特別助成金
助成金対象	助成金対象
令和4年度内に小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が学校行事として行う、教育旅行（修学旅行・校外学習） ※助成金交付先は【旅行会社】となります。	
条件	条件
つぎのいずれもの条件を満たしている教育旅行 ①参加児童・生徒数が30名以上であること （※特別支援学校については人数条件の設定はなし） ②当財団の賛助会員の市内宿泊施設に1泊以上宿泊し、市内有料観光施設等を1施設以上利用すること	つぎのいずれもの条件を満たしている教育旅行 ①参加児童・生徒数が30名以上であること （※特別支援学校については人数条件の設定はなし） ②市内有料施設等を2施設以上利用すること ③施設入館料、施設利用料、運賃（交通機関利用料、バス料金等）等を合計し、参加児童・生徒一人あたりの旅行代金が3,000円（税込）以上となること。
上記の規定にかかわらず、同一若しくは一部が重複する事業計画で、他の地方自治体または団体等から補助金、助成金、その他資金援助を受けていないこと。（県民割やGotoキャンペーン等お客様へ還元する助成金との併用は可とする。） ※旅行実施の10日前までの申請が必要です。	
助成金額	助成金額
予算の範囲内において、一催行につき、一律5万円を助成。	予算の範囲内において、児童・生徒一人あたり500円とし、これに児童・生徒の数を乗じたものとします。但し、1催行につき3万円を上限とする。
募集期間	
令和4年4月1日（金）～ 令和5年2月28日（火） 予算上限に達した場合、募集期間内でも終了致します。	

各制度の詳細や申請様式については[<こちら>](#)をご参照ください。

当財団の賛助会員の市内宿泊施設については[<こちら>](#)をご参照ください。